

## 大雪地区広域連合国民健康保険料特別還付金支払要綱

平成 24 年 7 月 2 日

要綱 第 2 号

(目的)

第 1 条 この要綱は、相続又は贈与等に係る生命保険契約等に基づく年金の税務上の取扱いの変更がなされたことに伴い、租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号。以下「租税法」という。）第 41 条の 20 の 2 第 1 号の対象保険年金（以下「保険年金」という。）に係る所得（平成 12 年分以後の各年分の所得に限る。）を有する者の世帯に対して課した国民健康保険料で、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）の規定により還付することができない額（以下「還付不能額」という。）がある場合に、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 232 条の 2 の規定に基づき特別還付金を当該納付義務者に支給することにより、その不利益を補填し、保険料負担の公平性の確保と行政に対する信頼を確保することを目的とする。

(特別還付金の支払対象者)

第 2 条 特別還付金を受けることができる者は、平成 16 年度分及び平成 17 年度分に係る所得を有する世帯の納付義務者で、還付不能額に係る国民健康保険料を納付した者とする。

2 前項の場合において、相続があったときは相続人に特別還付金を支払う。なお、相続人が複数であるときは、相続人代表者に特別還付金を支払うものとする。

(特別還付金の額等)

第 3 条 特別還付金の額は、次に掲げる金額の合計額とする。

(1) 還付不能額

(2) 加算金相当額

2 前項第 1 号の還付不能額は、特別還付金支払対象者から提出のあった書類及び収納状況等により算定するものとする。

3 第 1 項第 2 号の加算金相当額は、第 4 条に基づく特別還付金支払申請日の翌日から 3 月を経過した日と第 5 条に基づく連合長の決定があった日の翌日から 1 月を経過した日とのいずれか早い日から特別還付金支払日までの日数に応じ、当該還付不能額に年 7. 3 パーセントの割合（租税特別措置法第 9 3 条に規定する各年の特例基準割合が年 7. 3 パーセントの割合が満たない場合は、その年中においては、当該特例基準割合（当該特例割合に 0. 1 パーセント未満の端数があるときは、これ切り捨てる。)) を乗じて得た金額とする。

4 前項に係る端数計算は、地方税法第 20 条の 4 の 2 の規定を準用する。

(特別還付金の申請)

第 4 条 特別還付金の支払いを受けようとする者（以下「請求者」という。）は、特別還付金支払申請書（別記様式第 1 号）を連合長に提出するものとする。

2 特別還付金に係る申請期限は、この要綱の施行の日から起算して1年を経過する日までとする。ただし、災害その他やむを得ない事情があるとき等連合長が認めるときは、この限りでない。

(特別還付金の決定及び通知)

第5条 連合長は、前条に定める申請があったときは、これを審査し、特別還付金の適否を決定しなければならない。

2 連合長は、前項の規定により特別還付金を支払いする旨の決定をしたときは、特別還付金決定通知書(別記様式第2号)により申請者に通知するものとする。

3 連合長は、第1項の規定により返還金の支払いをしない旨の決定をしたときは、理由を付して返還金を支払いしない旨を別記様式第2号により請求者に通知するものとする。

(特別還付金の支払)

第6条 連合長は、前条の規定により通知したときは、速やかに特別還付金を支払いするものとする。

(特別還付金の変更決定)

第7条 連合長は、第5条第1項の規定により特別還付金の支給決定をした後において、当該特別還付金の額が過大又は過少であることが判明した場合は、当該決定に係る特別還付金の額の変更を決定するものとする。

2 連合長は、前項の規定により特別還付金の額の変更を決定した場合において、その額が増加したときは申請者にその増加額を支払い、特別還付金の額が減少したときは申請者にその減少額の返還をさせるものとする。

(特別還付金の返還)

第8条 連合長は、虚偽その他不正等の行為により、特別還付金の支払いを受けた者があるときは、特別還付金を返還させるものとする。

(特別還付金の返還に係る延滞金)

第9条 連合長は、特別還付金の返還決定を受けた者がこれを納期限までに納付しなかったときは、大雪地区広域連合国民健康保険条例(平成16年条例第2号)第38条及び附則第10項の規定により延滞金を徴収するものとする。

(充当の禁止)

第10条 特別還付金支給対象者に納付し、又は納付すべきこととなった大雪地区広域連合の徴収金がある場合においても特別還付金を当該徴収金に充当することはできない。

(委任)

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公布の日から施行し、平成24年4月1日から適用する。

(失効)

2 この要綱は、施行期日から起算して2年を経過した日に、その効力を失う。